

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和3年3月16日付けの「支給済み保護費の返還決定について（通知）」（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分は、違法又は不当であると主張し、本件処分の取消しを求めている。

#### 1 請求人への説明が不十分

請求人は、本件手術の詳細を明らかにすることで、処分庁から本件手術を受ける医療機関に照会がなされ、それまで医療機関には伝えていなかった生活保護の利用を主治医に知られることへの不安、具体的には、その後の手術を拒否される危険性や手術後のアフターフォローを拒否される危険性についての不安があった。

この事情からすれば、処分庁は、請求人から、本件手術の詳細を明らかにしない理由を聞き出し、その不安を解消するために必要な

説明をすべき義務があった。

それにもかかわらず、請求人が説明したがない理由は分からないとし、請求人に適切な説明をするための前提となる詳細を明らかにしたがない理由を聞くという初歩的な対応を怠った。

## 2 自立更生免除の検討が不十分

請求人は、〇〇障害による精神障害に罹患していたところ、健康な生活を送るためには、身体的特徴を〇〇に転換するとともに、戸籍上の性別も〇〇に変えることが必要不可欠であった。

そこで、請求人は、平成〇〇年〇〇月から令和〇年〇〇月にかけて、身体的特徴を〇〇に転換させるための治療及び手術等を複数回行い、そのうち令和3年3月から同年4月のものについては、そのころ遡及受給した障害年金からそれらの費用を支出した。

その後、令和3年〇〇月〇〇日には、〇〇家庭裁判所において、上記手術等の結果も踏まえて、性別の取扱い変更の審判がなされているところである。

それにもかかわらず、処分庁は、上記の手術費用について自立更生費として控除できるか否かについて適切に検討することさえせず、遡及して支給された年金全額（本件年金収入）について、本件処分を行った。

## 3 本人の責めによらないやむを得ない事由に該当すること

請求人は、本件手術を受ける前に〇〇福祉事務所（以下単に「事務所」という。）の担当職員（以下総称して「担当職員」という。）に対して、本件手術を受けたいことなどの一定の説明をしており、精神障害から回復するためには一刻も早く本件手術をすることが必要であった。一方、処分庁からは、本件手術の詳細についての説明の期限や当該期限までに説明がなかった場合には本件手術費用を控除することができなくなる等の請求人が被る不利益等の説明はなかったのであるから、請求人には、本件処分前に本件手術を先行せざるを得なかったやむを得ない事由があり、取扱通知（後記第6・1

・(4) 1・(2)・(ア)・③の「傷病や疾病などの健康上の理由…など本人の責めによらないやむを得ない事由」に該当し、本件手術費用は返還決定額から控除されてしかるべきである。

4 なお、請求人は、本件審査請求の反論書において、令和3年2月27日、同年3月9日及び10日に購入した電動自転車、タブレット端末等及び自宅の家具類（以下「電動自転車等」という。）の費用はいずれも、請求人が自立した生活を送る上で必要不可欠なものであり、本件手術の費用とは別に自立更生費としての検討が必要になるものである旨、主張している。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和5年 1月10日	諮問
令和5年 2月16日	審議（第75回第1部会）
令和5年 3月 1日	請求人へ調査照会
令和5年 3月16日	審議（第76回第1部会）
令和5年 3月16日	請求人から回答を収受
令和5年 4月10日	審議（第77回第1部会）
令和5年 4月21日	請求人へ調査照会
令和5年 5月 1日	審議（第78回第1部会）
令和5年 5月15日	請求人から回答を収受
令和5年 6月13日	審議（第79回第1部会）
令和5年 7月 4日	審議（第80回第1部会）

令和5年 8月 9日	審議（第81回第1部会）
令和5年10月 6日	審議（第82回第1部会）
令和5年11月 7日	審議（第83回第1部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第10が、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と次官通知第8によって認定した収入との対比によって決定するとしていることからすると、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該被保護世帯の収入として認定されることになり、当該被保護世帯の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

#### (2) 収入認定（年金）

次官通知第 8・3・(2)・ア・(ア)は、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定することとし、同・(イ)は、同・(ア)の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定することとしている。

### (3) 費用返還義務

法 6 3 条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとしている。

「生活保護問答集について」（平成 2 1 年 3 月 3 1 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問 1 3 - 5 ・答・(1)は、法 6 3 条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであるから、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとしている。

### (4) 自立更生免除

問答集問 1 3 - 5 ・答・(2)は、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合について、本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱い（以下、この取扱いを「自立更生免除」という。）として差し支えない範囲を挙げ、その範囲として、「家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護（変更）の申請があれば保護費の支給を行うと実施機関が判断する範囲のものにあてられた額」（同・イ）、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に

あてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」（同・エ）等がある。

上記と同じ趣旨として、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「取扱通知」という。）1・(1)は、法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすることとした上で、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合」については、「②家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護（変更）の申請があれば保護費の支給が認められると保護の実施機関が判断する範囲のものに充てられた額」、「④当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」等を控除して差し支えないとしている。

一方で、取扱通知1・(2)は、年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、同・(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められるとしている。そして、同・(2)・(ア)は、保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、①資力の発生時点によっては法63条に基づく費用返還の必要が生じること、②当該費用返還額は原則として全額となること、③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないことを説明し

ておくこととし、同・(イ)は、原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討することとしている。

(5) 資力の発生時点

問答集問 13-6・答・(1)は、障害基礎年金等が裁定請求の遅れや障害認定の遅れ等によって遡及して支給されることとなった場合の資力の発生時点について、年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然発生していたものとされているとしている。なお、上記により資力の発生時点が保護の開始前となる場合でも、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定することのないよう留意することとしている。

(6) 法 63 条の返還対象額算定の際の収入認定の控除

問答集問 13-23・答・(1)は、法 63 条を適用する場合で、保護開始時から資力を有していた場合について、もしその時点で資力が活用可能な状態にあれば、それは現金化することにより最低生活の維持のために当てられていたものであり、したがって、必要経費等を除き実際の受給額全額を返還の対象とすべきであり、収入認定の際に認められる控除等は適用されないとしている。

(7) 次官通知、取扱通知及び問答集の位置付け

次官通知は、地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。また、取扱通知は、地方自治法 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言として、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、本件の適用に関して、その内容も妥当なものである

と認められる。

## 2 本件処分についての検討

法63条に基づく返還金額決定処分は全額を返還額とすることを原則としつつも、一時的な経費であって保護（変更）の申請があれば保護費の支給を行うと実施機関が判断する範囲のものにあてられた額等を控除して差し支えないとしている（自立更生免除。1・(3)及び(4)）。しかし、年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、厳格に対応することが求められるとしている（同・(4)）。

そうすると、請求人は、処分庁が自立更生免除の適用を判断するために必要な本件手術についての詳細の情報を処分庁に提供しなかったのであるから、処分庁が、本件ケース会議での検討を踏まえ、障害を抱える請求人にとって本件手術が唯一の望みであるとは認めつつも、定期的に支給される年金が全額収入認定されることとの公平性に鑑み、自立更生免除は認めないとして本件処分を行ったことに、違法又は不当な点は認められない。また、返還金額の算定についての違算も認められない。

したがって、本件処分に取り消すべき理由はない。

## 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、請求人への説明が不十分であること、自立更生免除の検討が不十分であること、本件処分前に本件手術を先行せざるを得なかったやむを得ない事由があったことから、本件手術費用については自立更生免除として認めるべきである旨主張する。

### (1) 請求人への説明が不十分であったか否かについて

請求人が遡及して年金を受給した場合、処分庁には取扱通知1・(2)・(ア)①ないし③の取扱いの説明をすることが求められているところ、担当職員は、令和3年2月9日に請求人が事務所に来

所した際、本件年金収入については法63条の規定に基づき保護開始以降の支給済保護費の返還の対象となることを説明の上、生活用品などの自立更生免除として認めてほしいものの有無について尋ねていることが認められる。そして、担当職員は、請求人から自立更生免除に係る本件手術費用の申出があった際、自立更生免除を検討するためには、本件手術を行う医療機関や手術の内容、費用等について具体的な情報が必要になることを事前に説明しているのだから、取扱通知1・(2)・(ア)に定められている取扱いについての説明は全て行っているといえる。

なお、請求人が主張するような、請求人から本件手術の詳細を明らかにしない理由を聞き出し、その不安を解消するために必要な説明をする義務は、法令及び取扱通知上、処分庁に課されているとは解されない。

(2) 自立更生免除の検討が不十分であったか否かについて

自立更生免除の検討については、処分庁は、令和3年2月12日に本件ケース会議を開催し、同月9日に担当職員が請求人に対し、具体的に本件手術を行う医療機関や本件手術の内容、費用等についての情報提供を促したものの、請求人は回答しなかったことを確認した上で、検討を行っていることが認められる。また、同日、担当職員は、請求人に対し、後日でもよいので気持ちが整理できたら情報を提供してもらえよう伝えたが、請求人からはその後の情報提供はなかった。さらに、本件ケース会議後の同年3月4日に請求人が事務所を訪れた際、担当職員は、本件手術について再度情報提供を求めたが、この時も請求人は何も回答しなかったことが認められる。

以上の経緯からすると、請求人から本件手術に係る情報提供が得られない状況において、処分庁が本件手術費用を自立更生免除の対象とすることについて具体的に検討することは困難であり、処分庁の検討に違法・不当があるとは認められない。

- (3) 本件処分前に本件手術を先行せざるを得なかったやむを得ない事由があるか否かについて

請求人は、取扱通知 1・(2)・(ア)・③を根拠に、「処分決定前に手術を先行せざるを得なかったやむを得ない事由」があるとして、請求人の精神障害を根拠に、同障害から回復するために一刻も早く手術をしたいとの希望は尊重されるべきであると主張する。

しかし、取扱通知 1・(2)・(ア)・③は、「真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められない」とされているところ、請求人は、令和 3 年 2 月 9 日、すなわち、障害基礎年金の支給決定の報告のために事務所を訪れ、その際に本件手術を受ける意向があり、その費用を自立更生免除として認めてほしいと申し出た日に、担当職員から本件手術に係る情報提供を求められたにもかかわらず、何ら具体的な情報提供を行わなかった。また、請求人は、同月 27 日に、同年 3 月 15 日に行われた 1 回目の本件手術の費用を医療機関に送金しているのであるから、請求人が担当職員から本件手術に係る情報提供を再度求められた同月 4 日には、処分庁に対して、本件手術の実施医療機関、内容、費用等を説明できたことは明らかである。

以上から、請求人は、本件手術前あるいは本件手術の費用の支払前に、処分庁に対して事前に相談する機会があったにもかかわらず、何らの情報提供もせず、相談もしなかったのであり、その他本人の責めによらないやむを得ない事由は認められないから、取扱通知 1・(2)・(ア)・③の「本人の責めによらないやむを得ない事由」により相談が事後になった場合には当たらない。

- (4) なお、請求人は、本件審査請求の反論書において、電動自転車等の購入費用はいずれも、請求人が自立した生活を送る上で必要

不可欠なものであり、本件手術の費用とは別に自立更生費としての検討が必要になるものであると主張する。

しかし、令和3年2月9日、請求人が担当職員に対し、自立更生免除として認めてほしいと申告したのは本件手術の費用であり、請求人が主張するように、電動自転車等は本件手術とは関連のない物品の購入である。また、同日、請求人は、担当職員から、本件手術費用の他に自立更生免除に該当しそうなものがないか確認を求められた際、特にないと回答し、本件年金収入を消費しないよう指導されていたことが認められる。

そうすると、請求人は、同月27日、翌3月9日及び10日に電動自転車等を購入した際、当該購入費用を自立更生免除の対象とするためには、処分庁に対して、事前に相談する必要があることを知っていたにもかかわらず、何ら相談をしなかったのであって、このような状況において、処分庁が電動自転車等の購入費用を自立更生免除の対象とすることについて検討することは不可能であり、その他本人の責めによらないやむを得ない事由も認められないことは、上記(3)のとおりであるから、本件処分に違法・不当があるとは認められない。

(5) したがって、請求人の上記各主張はいずれも採用することができない。

#### 4 その他の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙 (略)